

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 公害健康被害補償予防協会の主たる事務所の所在地を東京都から神奈川県とすること。

(第七十条第一項関係)

第二 平成十五年度から平成十九年度までの間においては、政府は、引き続き、大気汚染による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用の一部に充てるため、自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を公害健康被害補償予防協会に交付するものとする。

(附則第十九条の二関係)

第三 この法律の施行期日について定めること。